

平成31年4月採用 幸田町職員を募集します

1 職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用人数	学歴	受験資格
一般事務職	若干人	大学 短大 高校	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成31年3月31日までに卒業見込みの人
保育士	若干人	大学 短大	<ul style="list-style-type: none"> 昭和58年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成31年3月31日までに卒業見込みの人 *保育士資格を平成31年3月31日までに取得又は取得見込みの人
消防職	若干人	大学 短大 高校	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成31年3月31日までに卒業見込みの人 *両眼とも矯正視力1.0以上で、赤色、青色および黄色の色彩の識別が可能な人 *他職と同様に性別要件はありません。
保健師	若干人	大学 短大	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成31年3月31日までに卒業見込みの人 *保健師資格を平成31年3月31日までに取得または取得見込みの人

2 試験日程・会場・試験内容

試験	試験日	会場	試験内容
一次試験	9月15日(土)	幸田町役場	<ul style="list-style-type: none"> 人事担当者面接
	9月16日(日)	幸田町役場 中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> 一般教養試験 職場適応性検査 専門試験(保育士のみ)
二次試験	10月20日(土)、21日(日)および 27日(土)のうち幸田町が指定 する2日間	幸田町役場	<ul style="list-style-type: none"> グループワーク 最終面接 体力テスト(消防職のみ)

3 試験申込み・受付期間

区分	受付期間	受付場所	備考
窓口受付	7月2日(月) ～31日(火)	幸田町 企画部人事秘書課 人事秘書グループ (3階4番窓口)	受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜・祝日は休み)
郵便受付			受付期間末日の消印まで有効(消印なきものは無効)

4 そのほか

- 募集要項をよくご確認の上、お申し込みください。なお、募集要項、受験申込書などは、幸田町企画部人事秘書課(3階4番窓口)でお渡しするほか、幸田町ホームページからもダウンロードできます。
- 遠隔地に住んでいる人で、受験申込書などを郵送で請求する場合は、92円切手を貼付し、宛先などを明記した返信用封筒(長形3号:120mm×235mm)を必ず同封してください。
- 提出書類(履歴書など)は、理由を問わず返却しません。詳しくは町ホームページをご覧ください。

5 問合せ・申込み

幸田町人事秘書課人事秘書グループ(3階4番窓口) ☎62-1111(内線324) FAX63-5139
E-mail:jinjhisyo@town.kota.lg.jp

申込み・問合せに関しては、役場および各施設で
開庁日、開館日が異なりますのでご注意ください。

平成31年4月採用 幸田町社会福祉協議会職員を募集します

1 職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用人数	学歴	受験資格
総合職	若干人	大学 短大	・平成3年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成31年3月31日までに卒業見込みの人 *社会福祉士資格を平成31年3月31日までに取得又は取得見込みの人
保健師	若干人	大学 短大	・昭和48年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成31年3月31日までに卒業見込みの人 *保健師資格を平成31年3月31日までに取得または取得見込みの人

2 試験日程・会場・試験内容

試験	試験日	会場	試験内容
一次試験	9月2日(日)	幸田町福祉サービスセンター	・一般教養試験 ・職場適応性検査
二次試験	10月6日(土)		・面接

3 試験申込み・受付期間

区分	受付期間	受付場所	備考
窓口受付	7月2日(月) ～31日(火)	幸田町社会福祉協議会(幸田町福祉サービスセンター内) 〒444-0113	受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜・祝日は休み)
郵便受付		幸田町大字菱池字錦田82番地4	受付期間末日の消印まで有効(消印なきものは無効)

4 そのほか

- (1) 募集要項をよくご確認の上、お申し込みください。なお、募集要項、受験申込書などは、幸田町社会福祉協議会でお渡しするほか、幸田町社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 提出書類(履歴書など)は、理由を問わず返却しません。

5 問合せ・申込み

幸田町社会福祉協議会 ☎62-7171、FAX62-7254

夏休み期間中の児童クラブ支援員を募集します

- 対象** 児童と接することが好きで、健康な人(大学生・専門学生可)
*保育士または教諭資格を有していることが望ましいですが、なくても構いません。
- 募集人員** 若干人 **勤務内容** 夏休み期間中、昼間家庭に保護者のいない児童の育成、支援
- 勤務期間** 7月20日(金)～8月31日(金) 月～金曜日 午前7時45分～午後6時30分
*1日7時間45分以内の勤務。実際の勤務日、勤務時間については、シフトの調整によります。
- 勤務場所** 町内小学校敷地内クラブスペースほか
- 給与** 幸田町嘱託員・非常勤職員の報酬・賃金基準による。
- 提出書類** ①履歴書(顔写真付きのもの) ②資格証明書の写し(資格のある人)
- そのほか** 応募者多数時は、面接などの選考を行います。
- 申込み** 7月17日(火)までに、こども課児童育成グループ ☎62-1111(内線133)へお申し込みください。
FAX63-5334

所得段階別介護保険料の改定を行います

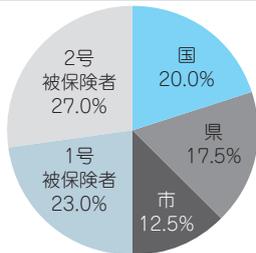
町では、高齢者人口の増加や介護保険受給者の増加に伴い、今後も介護保険給付費の増加が見込まれるため、介護保険料の見直しを行いました。

●負担割合の変更

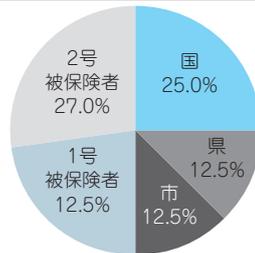
65歳以上（第1号被保険者）と40歳から64歳（第2号被保険者）の保険料負担割合は全国ベースの人口比率で定められていて、65歳以上（第1号被保険者）の保険料の負担割合は、**22% → 23%**へ、40から64歳（第2号被保険者）の保険料割合は、**28% → 27%**へと変更されます。

●保険給付の財源の仕組み

施設等給付費の財源

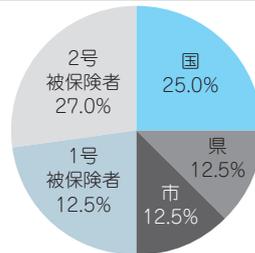


居宅・地域密着型サービス等の財源

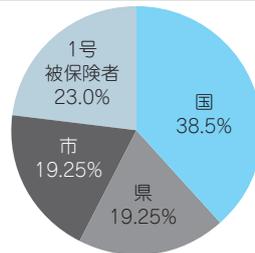


●地域支援事業の財源の仕組み

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



●介護給付費などの見込み

平成27から29年度における介護給付費などは、約44億6,149万円で、平成30年度から32年度では51億1,602万円と見込まれ、14.7%の伸びが予想されます。

●第1号被保険者の所得段階別保険料

区分	対象者	保険料率	新保険料（年額）	旧保険料（年額）
第1段階	住民税非課税世帯 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人および、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.40	20,640円	19,680円
第2段階		基準額×0.70	36,120円	34,440円
第3段階		基準額×0.75	38,700円	36,900円
第4段階	住民税課税世帯 世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	43,860円	41,820円
第5段階		基準額	51,600円	49,200円
第6段階	住民税課税世帯 本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	59,340円	56,580円
第7段階		基準額×1.30	67,080円	63,960円
第8段階		基準額×1.50	77,400円	73,800円
第9段階		基準額×1.55	79,980円	76,260円
第10段階		基準額×1.80	92,880円	88,560円
第11段階		基準額×1.90	98,040円	93,480円

問合せ 福祉課介護保険グループ ☎62-1111（内線154・155・156） FAX56-6218

申込み・問合せに関しては、役場および各施設で
開庁日、開館日が異なりますのでご注意ください。

福祉医療費助成制度のご案内

この制度は、受給者が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担額を助成して健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図ることを目的としています。

対象となるのは、町内に住所を有し、健康保険（国民健康保険、社会保険など）に加入している人で、下表に該当する人です。この制度による助成を受けるには、申請が必要です。

制度	対象	助成内容
子ども医療	0歳～中学3年(年度末まで)	医療保険の自己負担額の全額
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 1～3級 4級（腎臓機能障害） 4～6級（進行性筋萎縮症） ●療育手帳A・B判定の人 ●自閉症状態と診断されている人 	医療保険の自己負担額の全額
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ●母子、父子家庭の子が18歳に達する年度末まで母、父、子（児童扶養手当に準ずる所得制限があります） ●父母のいない子が18歳に達する年度末まで 	医療保険の自己負担額の全額
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳 1級、2級	医療保険の自己負担額の全額
	精神障害者保健福祉手帳 3級	精神疾患に関する入院医療費自己負担額の2分の1
	自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている人	自立支援医療における精神疾患の通院医療費自己負担額（1割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療の被保険者の人で <ul style="list-style-type: none"> ●障害者医療、母子家庭等医療、精神障害者医療の受給資格を満たす人(上表) ●精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の規定による措置入院患者 ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による命令入所患者と同等の要件を有すると認められた人 ●戦傷病者手帳所持者 ●ねたきり、認知症で生活介護を受けていることが3か月以上継続し、町民税非課税世帯の人 ＊状況調査を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らしで、町民税非課税の人 ＊状況調査を行います。	医療保険の自己負担額を助成します。(全疾病)ただし、次の人はそれぞれ以下に掲げる助成内容となります。 <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている人は、精神疾患に関する入院医療費自己負担額の2分の1 ●自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている人は、精神疾患の通院医療費の自己負担額、精神疾患の入院医療費の自己負担額の2分の1

* 入院時の食事代や部屋代などは助成対象となりません。

* 生活保護を受けている人や施設措置入所などにより同等の医療助成を受給している人は、対象から除きます。

申請に必要なもの 印鑑、健康保険証、障害者手帳など対象者であることを証明する書類、身分証明書、
個人番号カード（通知カード）

問合せ 保険医療課医療グループ ☎62-1111（内線144、145）FAX63-5334

平成30年度 国民健康保険税はこうなります

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくても、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。

国民健康保険税は、所得割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢支援分・介護保険分（40歳から64歳までの人）ごとに計算した合計額を年税額として、7月から翌年2月までの年8回に分けて納めていただきます。

平成30年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

税率は下表のとおりです

税率は平成30年度から下表のとおり変更となっております。

国民健康保険税は、被保険者の医療費にあてられる大切な財源であり、その被保険者間で公平に負担していただくよう税率などが決められていますので、必ず納期限までに納めましょう。

平成29年度

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額	5.00%	1.60%	1.27%
資産割	固定資産税額（土地・家屋）	12.00%	4.00%	3.90%
均等割	被保険者1人当たり	24,800円	5,600円	9,800円
平等割*1	1世帯当たり	21,000円	4,400円	3,800円

平成30年度から

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額	5.14%	2.37%	1.77%
均等割	被保険者1人当たり	21,400円	9,300円	10,100円
平等割*1	1世帯当たり	17,100円	6,900円	5,300円

*1 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、平等割額（医療保険分・後期高齢支援分）が移行後5年間は半額、その後3年間は4分の3となります。

倒産や解雇などによる非自発的失業者に対する軽減措置があります（申告必要）

平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人は、申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間において、前年所得のうち給与所得を100分の30として所得割額が計算され、低所得者の税額軽減についても、同様に判定されます。

対象となる雇用保険受給資格者証の離職理由の番号	
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

支払いは便利な口座振替で

国民健康保険税の支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

なお、世帯主が65歳以上の被保険者で、その世帯に65歳未満の被保険者がいない人は、口座振替の人などを除き、受給する年金から天引きされます。

申込み・問合せに関しては、役場および各施設で開庁日、開館日が異なりますのでご注意ください。

こんなときは減免が受けられます（申請必要）

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりです。

減免の判定基準	減免される税額		
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯（非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が低額となる世帯を除く）	所得割額の半額 （非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が高額となる世帯は、その差額）		
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡し、もしくは障がい者となった世帯	災害を受けた日以後1年以内に到来する納期の納付額の全額		
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に生じた損害金額がその住宅や家財の価格の5分の1以上である世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯	減免される額		
	世帯の区分（前年の所得額の合計）	損害金額がその住宅や家財の価格の5割以上	損害金額がその住宅や家財の価格の2割以上5割未満
	500万円以下	全額	半額
	500万円を超え750万円以下	半額	4分の1
	750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1
被保険者が少年院などの施設に收容、または刑事施設や労務場などの施設に拘禁された世帯	被保険者が拘禁などされた期間に対する税額		
被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割		
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割		
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であった者（65歳以上の者に限る）が国民健康保険の被保険者（旧被扶養者）となった世帯で、下表の区分による世帯	減免される額		
	世帯の区分		
	旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）	
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）		
世帯主と被保険者の町民税が非課税の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割		
世帯主が生活保護を受けた世帯	保護を受けた期間に到来する納期の納付額の全額		

問合せ 保険医療課国保年金グループ ☎62-1111（内線142）FAX63-5334

高額療養費の制度が変わります

国民健康保険および後期高齢者医療加入者の皆さまへ

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間の世代間の公平が図られるよう負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成30年8月から、下記のとおり70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。皆さまのご理解をお願いします。

70歳以上の医療費1カ月の自己負担限度額

内変更箇所

平成30年7月まで			平成30年8月から			
所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	対象となる 認定証
現役並み 所得者 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% (多数回44,400円) * 3	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% (多数回140,100円) * 3	57,600円 (多数回44,400円) * 3	限度額適用認定証
			現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% (多数回93,000円) * 3		
			現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% (多数回44,400円) * 3		
一般 課税所得145万円未満	14,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 (多数回44,400円) * 3	一般 課税所得145万円未満	18,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円 (多数回44,400円) * 3	
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ以外) * 1	8,000円	24,600円	低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ以外) * 1	8,000円	24,600円	限度額適用 ・標準負担額減額 認定証
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など) * 1			低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など) * 1			

* 現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲの個人ごとの外来の自己負担限度額はなくなります。

70歳未満(国民健康保険加入者)の医療費1カ月の自己負担限度額

* 今回制度の変更はありません。

適用区分	所得要件 * 2	過去12カ月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
		3回目まで	4回目以降 * 3	
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円	限度額適用認定証
イ	600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円	
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円	
エ	210万円以下 (町民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円	
オ	町民税非課税世帯 * 1	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

申込み・問合せに関しては、役場および各施設で
開庁日、開館日が異なりますのでご注意ください。

入院時の食事代の標準負担額

適用区分		平成30年 3月まで	平成30年 4月から	対象となる 認定証
ア・イ・ウ・エ（70歳未満） 現役並み（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）・一般（70歳以上）		1食360円 *4	1食460円 *4	
オ *1 （70歳未満） 低所得者Ⅱ *1 （70歳以上）	過去12カ月間で90日までの入院	1食210円		限度額適用・ 標準負担額減額 認定証
	過去12カ月間で90日を超える 長期入院	1食160円		
低所得者Ⅰ（70歳以上） *1		1食100円		

- * 1 国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が町民税非課税の人（Ⅰ・Ⅱの区分などは申請時にお調べします）
- * 2 世帯の被保険者全員の「前年の所得から33万円を控除した額」の合計
- * 3 過去12カ月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。なお、平成30年4月以降は国民健康保険加入者で愛知県内の他市町村から幸田町に転入された人についても転居前の支給状況も通算し多数回判定を行います。
- * 4 一部1食260円の場合あり。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新をお忘れなく

1カ所の医療機関などに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院時の食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日までです。

国民健康保険の被保険者は、引き続きこの認定証の交付をご希望される場合は、改めて申請が必要です。申請に必要なものを持って、役場1階保険医療課（4番窓口）までお越しください。（既に認定証を交付されている人へは7月に案内を郵送する予定です。）

後期高齢者医療の被保険者で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を既にお持ちの人は、今年も適用区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ（町民税非課税世帯）に該当すれば、7月下旬に新しい認定証を郵送します。（申請手続きは不要です。）

*** 制度改正により8月からは、国民健康保険および後期高齢者医療での現役並みⅠ・Ⅱの人は「限度額適用認定証」の提示が必要になります。**

申請に必要なもの 印鑑、保険証、現在お持ちの認定証、身分証明書、個人番号カードまたは通知カード（国民健康保険の場合は世帯主分も必要）、適用区分が「オ」および「低所得者Ⅱ」となる人で90日を超える入院がある人は、領収書など入院日数の確認ができるもの

問合せ 国民健康保険について 保険医療課 国保年金グループ ☎62-1111（内線143） FAX63-5334
後期高齢者医療について 保険医療課 医療グループ ☎62-1111（内線145） FAX63-5334



このマークは「こうた健康マイレージ♪」ポイント対象事業の印です。数字は獲得できるポイント数です。

40歳から74歳までの幸田町国民健康保険加入者の皆さまへ

住民健診・人間ドックを受診して特定健康診査の結果を確認しましょう

今年も、5月から人間ドック、6月からは各地区で住民健診を行っています。この住民健診・人間ドックにおいて、40歳から74歳までの幸田町国民健康保険の加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診「特定健康診査」を実施していて、糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療につなげています。住民健診は12月まで、人間ドックは1月まで受診できますので、年に1度は必ず受診しましょう。なお、住民健診・人間ドックの日程などは、広報5月号または町のホームページで確認してください。

住民健診・人間ドックを受診すると、約1カ月後に岡崎市医師会から右の封筒がご自宅に郵送されます。お手元に届いたら住民健診・人間ドックの「結果報告書」をご覧ください、ご自身の健康状態を認識してください。

特定健康診査の結果はここをチェック！

特定健康診査の対象者には、住民健診・人間ドックの「結果報告書」とは別に、「特定健康診査結果報告書」が同封してあります。この報告書には、特定健康診査の結果はもちろん、メタボリックシンドロームの判定結果、特定保健指導が次のように分けて表示してあります。

特定健康診査を受けた人の結果（3パターン）

	青色	黄色	赤色
メタボリックシンドローム判定	非該当	予備群該当	基準該当
特定保健指導レベル	なし (情報提供)	動機付け 支援レベル	積極的 支援レベル



「人間ドック」



「住民健診」



▲人間ドックの結果通知封筒



▲住民健診の結果通知封筒



▲特定健康診査結果報告書

申込み・問合せに関しては、役場および各施設で開庁日、開館日が異なりますのでご注意ください。

★★★非該当、なし（情報提供）のあなたは

現段階では、メタボリックシンドロームの危険はありません。しかし若いころに比べて体重が増えた、特定健康診査の結果が基準値内でも急に高くなったなどの変化があれば、将来メタボリックシンドロームになる可能性がありますので油断は禁物です。健康的な生活習慣を心掛けましょう。

★★★予備軍該当、動機付け支援レベルのあなたは

メタボリックシンドロームの予備群です。まだ大丈夫と思ってこのままでいると、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中などの死に直結する病気を招く危険性があります。今なら生活習慣を改善することで、このような恐ろしい病気になるのを防ぐことができます。

★★★基準該当、積極的支援レベルのあなたは

メタボリックシンドロームになっています。この状態を放置すると、心臓病や脳卒中などの死に直結する病気を招く危険性が非常に高いので、今すぐ生活習慣の改善が必要です。手遅れになる前に、健康なからだを取り戻しましょう。



特定保健指導レベルが「動機付け支援レベル」か「積極的支援レベル」となった人には、後日、特定保健指導のお知らせを郵送します。届きましたら、日程などご都合に合わせて申し込んでいただき、生活習慣の改善のための取り組みを一緒に考えて実行していきましょう。



特定保健指導とは？…生活習慣改善のビッグチャンス！！

特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が大きいに期待できる人に対し、保健師や管理栄養士など健康のプロがサポートするものです。その状態から「動機付け支援」か「積極的支援」のどちらかに分けられていて、生活習慣の改善の方法を自ら選択できるようになっています。

健康診査結果の数値が気になっていても、「忙しいから」とか「まだ大丈夫だから」と先延ばししていると、生活習慣病を発症してしまい、今までの生活から一転し、最悪の場合、死に至ることにもなりかねません。そうならないためにも、この特定保健指導は健康な毎日を手に入れるために、無料で健康のプロによる支援を受けることのできる絶好の機会です。積極的に利用していただき、ご自身の生活習慣を見直すきっかけにしてください。

特定保健指導を利用した人の声



前回お世話になり少しずつ気を付けています。無理なく毎日自分なりに考えていきたいです。



目標を立て、食事にしても運動も意識してできるようになって良かったです。あと継続できたらと思います。



親切に指導していただけて良かったと思っています。意志が弱いのでなかなかできませんが、目標を持って気長に頑張っていきたいと思います。

問合せ 保険医療課国保年金グループ ☎62-1111（内線143）FAX63-5334

国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1カ月の保険料は、16,340円（平成30年度）ですが、収入の減少や失業などにより保険料の納付が困難な場合は、申請して承認を受けると、保険料が全額免除、一部免除（一部納付）または納付が猶予される制度があります。

免除と未納はこんなに違います！

	老齢基礎年金を受けるための資格期間		老齢基礎年金の受け取り額		障害・遺族年金を受けるとき		所得審査を受ける方
全額免除	○ 受給資格期間となる		 1/2		○ 納付した場合と同じ		本人・配偶者 ・世帯主
4分の3免除 4分の1納付 4,090円を納める	○ 受給資格期間となる	× 一部納付 しないと 未納と 同じ扱い	 5/8	全額納付を 「1」として 比較した額 追納すると 「1」になる	○ 納付した場合と 同じ	× 一部納付 しないと 未納と 同じ扱い	本人・配偶者 ・世帯主
半額免除 半額納付 8,170円を納める	○ 受給資格期間となる		 6/8		○ 納付した場合と 同じ		本人・配偶者 ・世帯主
4分の1免除 4分の3納付 12,260円を納める	○ 受給資格期間となる		 7/8		○ 納付した場合と 同じ		本人・配偶者 ・世帯主
納付猶予	○ 受給資格期間となる		 0	追納できる	○ 納付した場合と同じ		本人・配偶者
未納	× 【期間に算入されない】		 0	追納できない	× 【受け取れない場合がある】		

- * 保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
- * 追納する場合は、免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- * 納付猶予の申請対象者は、平成28年7月から平成37年6月までの間、対象者が「30歳未満」から「50歳未満」と拡大されています。

平成30年度の申請受付は、平成30年7月からとなります。申請対象期間は、平成30年7月から平成31年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年（平成29年）中の所得の申告が必要ですので、所得申告を済ませてから申請してください。

免除などの申請対象期間と審査所得の関係 平成30年7月時点 *1

区分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
平成27年度分	平成28年6月分	平成26年中所得
平成28年度分	平成28年7月～29年6月分	平成27年中所得
平成29年度分	平成29年7月～30年6月分	平成28年中所得
平成30年度分 *2	平成30年7月～31年6月分	平成29年中所得

- *1 申請時点から、2年1カ月前までの期間について、さかのぼって国民年金保険料の免除などを申請できます。
- *2 平成30年度分は、平成30年7月から申請ができます。

申請時の注意点

①年度ごとに申請書の提出が必要です。

1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。 *免除・納付猶予は7月から翌年6月まで。

②過去の所得で審査します。

申請する年度に対応する前年所得に基づき審査されます。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者などの所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除などが承認されない場合があります。

申請・問合せ 保険医療課国保年金グループ ☎62-1111（内線143）FAX63-5334
岡崎年金事務所 国民年金課 ☎23-2515

申込み・問合せに関しては、役場および各施設で
開庁日、開館日が異なりますのでご注意ください。

幸田ものづくり改善インストラクター育成スクールを開催します

町では、ものづくり企業の現場改善等の指導ができる人材を育成するために、ものづくり改善インストラクター育成スクールを開催します。

と き 9月8日(土)～11月10日(土)(計18日間、金・土曜日の午前9時～午後4時)

と ころ 幸田ものづくり研究センター(愛知工科大学内)

内 容 ものづくり概論(ものづくりに必要な基礎概念など)、
理論・演習(品質管理、生産性、5Sなど)、現場実習

対 象 企業現場責任者、幹部候補者など/ものづくり企業を退職された人
(工場長、生産管理部門責任者等の経験者など)

定 員 10人

受講料 町内のものづくり企業・個人:5万円、町外のものづくり企業・個人:10万円

申込み 幸田ものづくり研究センター ☎・FAX 0533-67-6557 E-mail:2015kmrc@gmail.com

*随時受付中です。詳細については、幸田ものづくり研究センターへお問い合わせください。



夏の交通安全町民運動を実施します

夏本番を迎え、海や山では本格的なレジャーシーズンが到来します。この時期は、行楽のために自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。また、屋外で遊ぶ子どもたちや夕涼みなどで外出する高齢者も増えるため、交通事故に巻き込まれる危険性が高まります。さらに、夏特有の解放感や各種の祭礼などで飲酒の機会も増え、飲酒運転による交通事故も懸念されます。そこで、夏の交通安全町民運動を下記の重点項目により町民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図ります。

期 間 7月11日(水)～20日(金)の10日間

重点項目 ①歩行中の子ども・高齢者と高齢ドライバーの交通事故を防止しよう

②後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

③飲酒運転を根絶しよう

④歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう

問 合 せ 防災安全課安全対策グループ ☎62-1111(内線372) FAX63-5139

文化講演会 高橋 英樹「桃太郎の人生数え唄」

現在、俳優として活躍する一方、多くのバラエティー番組の出演で活躍中の高橋さん。家族とのあり方など人生から得た教訓をお話していただきます。

と き 9月15日(土) 開場 午後1時30分 開演 午後2時

と ころ 町民会館さくらホール

演 題 桃太郎の人生数え唄

講 師 たかはし ひでき 高橋 英樹 氏

主 催 幸田町、幸田町教育委員会

入場料 前売500円 全席自由 *当日券は200円増(前売券が完売した場合には、当日券の販売はありません)

チケット 7月15日(日)午前9時から町民会館チケットセンターで販売します。

そのほか 車いす席、手話通訳もあります。未就学のお子さまの入場はご遠慮ください。

問 合 せ 幸田町文化振興協会 ☎63-1111



幸田町長選挙・幸田町議会議員補欠選挙の結果をお知らせします

5月27日執行の幸田町長選挙・幸田町議会議員補欠選挙は、いずれも無投票で当選者が決定しました。この選挙は、8月5日に行われる予定でしたが、大須賀一誠幸田町長が亡くなられたことに伴い、日程を変更して行われたものです。また、幸田町議会議員に欠員が生じていたため、同時に議員補欠選挙も行われました。この選挙が行われたことに伴い、当初に予定されていた8月5日の選挙は行われませんので、ご注意ください。

幸田町長選挙 成瀬 敦 氏が当選



任期は2018年5月27日から2022年5月26日までの4年間となります。

幸田町議会議員補欠選挙 都築 一三 氏が当選



任期は前任者の任期である2019年4月29日までとなります。

問合せ 幸田町選挙管理委員会 ☎62-1111（総務課内、内線361） FAX63-5139

平成29年度の公文書開示請求と個人情報開示請求の実施状況についてお知らせします

情報公開条例では、町が保有している文書の閲覧や写しの交付をどなたでも請求できるようになっています。また、個人情報保護条例では、町が保有している自己に関する個人情報の開示を請求することができるようになっています。請求に対する決定について不服がある場合は、不服申立てをすることができ、再度開示するかどうかを決定します。平成29年度の両制度の開示請求と不服申立ての実施状況についてお知らせします。

開示請求の件数および決定内容

内容	請求件数	開示	部分開示	非開示	取り下げ
公文書開示請求	28件	10件	14件	3件	1件
個人情報開示請求	10件	2件	6件	2件	0件

不服申立ての件数および処理内容

内容	申立て件数	認容	一部認容	棄却	却下
公文書開示請求	0件	0件	0件	0件	0件
個人情報開示請求	0件	0件	0件	0件	0件

問合せ 企画政策課政策情報グループ ☎62-1111（内線334） FAX63-5139

【幸田町の姉妹都市】
長崎県島原市

しまばら



通信
vol.11

島原守護神しまばらん

しょうろうなが 精霊流し

島原の精霊流しは、毎年8月15日に実施され、300年以上の伝統を誇っています。日暮れとともに町内に待機した精霊船が、初盆を迎えた家から出された切り子灯籠を飾り、若者に担がれて出発し、『ナマイドー、ナマイドー』と声をかけながら進み、初盆の家や各地の広場で右に左に鍊り回ります。船は町内を一周した後、流し場へと運ばれ、有明海へと流されます。切り子灯籠に口ウソクを灯した精霊船が、闇夜の有明海に浮かぶ姿は幻想的で美しいものです。

次回は「島原温泉ガマダス花火大会」について紹介します。

問合せ 島原市しまばら観光おもてなし課 ☎0957-63-1111（内線214）



申込み・問合せに関しては、役場および各施設で開庁日、開館日が異なりますのでご注意ください。

ケーブルテレビ町紹介番組 「幸せのめぐみ」紹介レシピ

今月のテーマは「ブドウ」

町内生産者の皆さんが、大切に作っている農産物を使った料理をこうた食生活改善ボランティアが紹介します。

今月のメニュー「ブドウぎっしりゼリー」

【材 料】（4人分）

ブドウ（巨峰）……………300g	粉寒天……………2g	砂糖……………大さじ2
はちみつ……………大さじ2	水……………500cc	ミントの葉……………適量
レモン汁……………小さじ4		



【作り方】

- ① 巨峰は湯むき（皮に切り込みを入れ、沸騰した湯に入れ、さっと冷水にとり、皮をむく）をし、グラスにぎっしり詰める。
- ② 鍋に分量の水と寒天を入れて火にかけ、沸騰したら火を弱め、2分程かき混ぜながら加熱をする。
- ③ ②に砂糖を加え煮溶かし、はちみつ、レモン汁を加え混ぜる。火からおろして粗熱を取る。
- ④ ③を①のグラスに流し入れ、冷蔵庫で冷やし固め、ミントの葉を飾る。

問合せ 健康課母子保健グループ ☎62-1111（内線184）FAX62-8217

消防テレホンサービス・三者通話翻訳サービスをご利用ください

消防テレホンサービス（自動音声） ☎0564-73-1119

サイレンを鳴らして出動した消防車の出動内容と場所が確認でき、いち早く情報を聞くことができます。

* 通常の救急出動は該当しません。

三者通話翻訳サービス

日本語を話すことができない外国籍の人でも、病氣、けが、火事のときに、電話で「119」をかければ、翻訳サービスをうけることができます。24時間受け付けます。英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語だけです。

問合せ 消防署 ☎63-0119 FAX63-1119

福祉・介護 通信

今月のキーワード 医療と介護の連携

病氣やケガで治療し退院する時など、病院（医療）とケアマネージャー（介護）などが連携を図り、切れ目なくサービスの移行ができるようにすることを「医療と介護の連携」と言います。

例えば足を骨折した場合、手術は総合病院で行い、リハビリ専門病院へ転院し歩行訓練などをし、退院をしたから介護保険を使って、リハビリや住宅改修などのサービスを使うことで、自宅で安心して暮らせるよう、生活の維持や本人の機能向上のために必要なことを関係機関が情報共有し、連携するイメージです。

また、入院施設とかかりつけ医も入院中の様子や症状を連携することで、退院後の診察やケアを引続き行うことも含まれます。

いつまでも元気で健康であることが一番大切ですが、普段から自分の体のことを相談できる「かかりつけ医」を持ち、年に1度は人間ドックや健康診断を受けることで、病氣の早期発見・早期治療につながり、重症・重度化を防ぐことも大切です。

問合せ 福祉課介護保険グループ ☎62-1111（内線156）FAX56-6218